

特定事業所集中減算に係る主な Q&A

質問：正当な理由に該当するため、「チェックシート」の提出は不要か。

回答：正当な理由該当の有無は、「チェックシート」により指定権者が判断するため、提出が必要です。

質問：紹介率の計算は、事業所ごとに行うのか。

回答：事業所ごとではなく、法人ごとに計算します。異なる事業所であったとしても、運営法人が同一の場合、合算して計算します。

質問：「チェックシート」への記載に、介護予防サービスは含めるのか。

回答：介護サービスのみ該当するため、介護予防サービスは含めません。

質問：通所介護と地域密着型通所介護について、「チェックシート」へどのように記載するのか。

回答：厚生労働省からの通知により、平成 30 年度以降も、どちらか一方、又は、合算しての記載となります。

質問：正当な理由の一つに、サービスの質が高いこと等、総合的に勘案した結果とあるが、地域ケア会議等の意見や助言を求める理由は。

回答：総合的に勘案した結果を示す根拠を確認するため、添付資料として求めています。

質問：紹介率最高法人割合が 80%を超えるサービスが 1 つでもある場合、「集中減算」が適用されるのか。

回答：適用されます。また、3 つのサービスで 80%を超え、2 つは正当な理由に該当していても、残り 1 つのサービスで正当な理由に該当しない場合も、「集中減算」が適用されます。

質問：「集中減算」が適用されるのは、正当な理由に該当しないサービスのみか。

回答：「集中減算」が適用された場合、減算適用期間中すべての居宅介護支援費について、減算した請求となります。

質問：「チェックシート」は必ず作成しなければならないのか。

回答：「チェックシート」は必ず作成し、5 年間保存することとなります。また、「チェックシート」の作成は、居宅介護支援事業所において「集中減算」の該当となるか確認するために行うものとなります。